

特定最低賃金に係る改正又は廃止の手続き

厚生労働省 福井労働局 労働基準部
賃金室



特定最低賃金に係る改正又は廃止の関係労使の申出

特定（産業別）最低賃金については、法令の規定及び 61 年答申（最低賃金決定要覧 令和 5 年度版208頁）の手続による関係労使の申出を経て設定されることとなっています。その改正又は廃止の決定も同様です。

法第 15 条（特定最低賃金の決定等）

労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は**都道府県労働局長****に対し、**当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）

の決定又は**当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ること**ができる。

則第 10 条（特定最低賃金の決定等に関する関係労働者又は関係使用者の申出）

法第 15 条第 1 項の規定による申出は、**次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出すること**によつて行なわなければならない。

- 一 申出をする者が代表する労働者又は使用者の範囲
 - 二 特定最低賃金の決定に関する申出にあつては、当該特定最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の範囲
 - 三 特定最低賃金の改正又は廃止の決定に関する申出にあつては、当該特定最低賃金の件名
 - 四 前二号に掲げるもののほか、申出の内容
 - 五 申出の理由
- 2 前項の申出書には、申出をする者が同項第一号に掲げる範囲の労働者又は使用者を代表する者であることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

申出ケースの違い

申出については、いわゆる労働協約ケースと、公正競争ケースの2種類があり、以下のような違いがあります。

その基本的な考え方及び具体的手続については、詳細は61年答申を参照願います。

労働協約ケース

特定（産業別）最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上のものに賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に申出が行われるもの（新設の場合は、2分の1以上のものに労働協約の適用を受けていることが必要）。

公正競争ケース

公正競争を確保する観点から特定（産業別）最低賃金の改正等が必要と認められる場合（当該特定（産業別）最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意がある場合を含む。）に申出が行われるもの。

改正、廃止の申出（労働協約ケースの場合）

申出の要件

- **一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受けている場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受けている場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む。）の全部の合意により行われる申出**であること。
- なお、使用者とは労組法第14条による事業主（法人の場合は当該法人）をいい、労基法第10条に規定されている事業主のために行為する者というものではない。（運用方針1(1)ロ(イ)）

申出書（任意様式）

- ① 申出を行う者が代表する基幹的労働者又は使用者の範囲
- ② 当該特定（産業別）最低賃金の件名
- ③ 上記②のほか、申出の内容
- ④ 申出の理由

添付書類

- ① 申出を行う者が左記①に掲げる範囲の基幹的労働者又は使用者を代表する者であることを明らかにする書類
- ② 賃金の最低額に関する定めを含む労働協約の写し
- ③ 申出について当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む。）の全部の合意があったことを証する書類
- ④ 当該一定の地域内の事業場で使用される同種の基幹的労働者の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数を記載した書類
- ⑤ 当該労働協約に定める賃金の最低額が月額のみで表示されているものについては、当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者に係る月間の所定労働時間数及び所定労働日数等の状況についての参考書類
- ⑥ その他、申出の内容を補足する資料等

既設の特定（産業別）最低賃金について適用対象業種又は適用対象労働者の範囲の変更

適用対象業種の範囲の変更

- **適用対象業種の範囲を変更するとき**は、範囲の拡大又は縮小のいずれの場合であっても既設の特定（産業別）最低賃金との間に同一性がないと認められ、改正の限界を超えるものである。
- したがって、適用対象業種の範囲の変更は新設の申出として行うこととなり、**新設に関する申出の要件を満たすことが必要**である。
- ここで業種とは、日本標準産業分類の小分類又は細分類の項目をいう（細分類各項目の内容の例示として掲載された業種を含む）。

適用対象労働者の範囲の変更

- 適用除外業務等の変更により適用対象労働者の範囲を変更する場合（客観的かつ合理的な理由がある場合に限り。）は、既設の特定（産業別）最低賃金との間に同一性が認められるので改正の申出として行うことができる。
- 適用対象労働者の範囲の変更を伴う申出については、① 適用対象労働者の範囲を変更する申出である旨、② 変更の内容、③ 変更の理由 を申出書の「申出の内容」の項に記載する必要がある。